

人権理事会 平和的集会・結社の自由に関する専門家が発言

2024/03/07

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言し、「平和的抗議活動における人権の促進・保護に関する法執行官のためのモデル・プロトコル」を提示した。このプロトコルは、平和的抗議活動を促進する法執行官を支援するための実際の・技術的なツールである。人権理事会決議 50/21 の要請で、特別報告者が国連薬物犯罪事務所(UNODC)と人権高等弁務官事務所と協働して作成したものである。特別報告者は、「抗議活動における人権保護に関する現在のギャップを直ちに解消するために、各国政府はこの新たなツールを利用し、プロトコルと手続きを採用・修正して法執行官の能力を高めるべきである。平和的抗議活動における人権の保護・促進を強化するために、各国政府は市民スペースと自由を促進する環境と法的枠組をつくり、法執行機関が人権に基づき民主的・包摂的で、虐待や職権濫用の責任を追及するよう確保すべきである」と述べている。